

専任特例 2 号による専任義務緩和について

令和 6 年 1 月 13 日施行の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）改正に伴い、監理技術者等の専任義務の緩和を次のとおり行います。

1 専任特例 2 号による専任要件の緩和について

監理技術者の配置が必要となる建設工事について、監理技術者を補佐する者を配置する場合に、監理技術者の複数現場の兼務を認めるものです（※）。なお、監理技術者は、本工事を含め 2 件まで兼務を認めます。

（※）一定の条件を満たす場合であっても、工事の内容等により、監理技術者を専任で配置することを要件とする工事があります。入札公告兼入札説明書を必ずご確認ください。

監理技術者の兼務を認めない工事

- ・ 神奈川県内広域水道企業団発注以外の工事
- ・ 発注者が兼務を認めないと指定した工事

2 監理技術者の配置要件（全て満たすこと）

- ア 監理技術者の職務を補佐する者として、『監理技術者補佐』を専任で配置する場合、当該監理技術者（専任特例 2 号による監理技術者）は、他の監理技術者補佐を専任で配置する施工現場 1 件に限り、監理技術者を兼ねることができる。
- イ 施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。
- ウ 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制とすること。

3 監理技術者補佐の資格要件（全て満たすこと）

- ア 一級施工管理技士補の資格を有する者又は一級施工管理技士等により監理技術者の資格を有する者であること。
なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- イ 競争参加資格確認申請日以前に直接的かつ恒常的な 3 か月以上の雇用関係にあること。

4 入札時の手続きについて

落札候補者となった場合には、資格要件の事後審査期間中に、「専任特例 2 号による専任義務緩和届出書」（様式 2）を契約検査課契約係へ提出してください。

5 その他

- ・ 本件緩和措置は、営業所における専任の技術者には、適用されません。
- ・ 専任特例 1 号との併用はできません。